# 教育の政治的中立性(根拠法)

■教育基本法第14条第2項

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

■義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時 措置法第3条

何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

## 首長の教育行政への関与の実際

### 1. 予算編成(教育政策立案)における関与

⇒ 予算を伴う教育政策(施策)は、予算編成権を持つ首長の同意がなければ実現できない。 (例)地方公共団体が教育振興基本計画を策定したとしても、首長の同意に基づく予算の裏付けがなければ実効性がない。

#### 2. 条例制定における関与

⇒ 教育に関わる条例は、議会への条例提案権を持つ首長との調整を経て議会に提案される。 (例)教育・文化関係施設の設置条例等、教育に関する条例は首長が議会に提案し、提案理由の説明を行う。

#### 3. 訴訟の追行における関与

⇒ 教育委員会の所管事項であっても、民事訴訟が提起された場合は、首長が地方公共団体の 代表として訴訟の追行を行うこととなる。

(例)教員の過失に基づく損害賠償請求であっても、地方公共団体を代表する首長が訴訟の当事者となる。

#### 4. 部局間の総合調整における関与

⇒ 教育行政の複雑化に伴い、福祉、環境、防災等、首長部局との連携・協力や、首長による 総合的な政策調整が必要となってきた。

(例)通学路の安全点検及び安全対策の実施においては、道路管理者や警察との連携が不可欠。



- 1 現行法の仕組みでも、首長が関与しなければ教育行政を円滑に進めることができない。
- 2 多くは、教育長と首長とが連携して教育政策を立案・実施しているのが実態と言える。